

令和五年内閣府令第五十九号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第五条
の二第四項及び第十一条第六項第二号の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等
に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関するもの。

海街(平成十三年海街第三十一号)以下「海」といふことはおいて使用する用語の例による。

卷之二十一

第二条 法第十条の二第四項の規定による公表して構成員の名前及び氏名について行うものとする。ただし、構成員のうち民間の団体又は個人の名称又は氏名の公表について必要があると認めるときは、その全部又は一部についてその団体又は個人の数の公表をもつて代えることができる。

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第十条第六項第一号の内閣府令で定める方法)

第三条 法第十条第六項第二号の内閣府令で定める方法は、特定の個人がその入力する情報を電気

道化社月刊

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

第三条 法第十条第六項第二号の内閣府令で定める方法は、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる。但し、(一)当該個人が利用する。